

令和二年十一月六日受領
答弁第一号

内閣衆質二〇三第一号

令和二年十一月六日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原発の増加する汚染水に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原発の増加する汚染水に関する質問に対する答弁書

一について

原子力規制委員会は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所において、「特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成二十五年三月までに年間一ミリシーベルト未満とすること」を求めており、お尋ねの「サブドレンと地下水バイパス」からくみ上げた地下水及び「ALPS処理水」を排水する場合は、これを満たす範囲で行われることが必要であると認識している。

二及び三について

お尋ねの「地下水流入」については、汚染水の発生を抑制する観点から、これまでも、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成二十五年九月三日原子力災害対策本部）に基づき、「原子炉建屋山側（地下水の上流）から、汚染される前に地下水をくみ上げるとともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置する」等の予防的、重層的かつ抜本的な対策を講じ

てきた。その結果、平成三十年三月、原子力災害対策本部の下に設置された汚染水処理対策委員会において、「陸側遮水壁は深部の一部を除き造成が完了し、サブドレンなどの機能と併せ、地下水を安定的に制御し建屋に地下水を近づけない水位管理システムが構築され、これによって、地下水位を低位で安定させ、汚染水の発生を大幅に抑制することが可能となった」との評価を受けている。また、お尋ねの「止水方法」については、引き続き、これまでの対策の進捗に応じて、必要な対策を適切に継続し及び管理し、確実に運用してまいりたい。